

各 事 業 所 長 様

気仙地区危険物安全協会
会 長 横 澤 吉 夫

気仙地区危険物安全協会への入会について（ご案内）

日頃の危険物施設における事故防止のご配慮に心から敬意を表します。

さて、当協会は昭和35年に設立し、一般財団法人全国危険物安全協会並びに一般社団法人岩手県危険物安全協会連合会と連携して、危険物に起因する災害防止に努め公共の福祉の増進に寄与することを目的に活動しております。

主な事業として、危険物に関する情報の提供、危険物保安講習及び危険物取扱者試験準備講習の開催、会報「あんぜん」の発行や優良会員の表彰式等を行っております。

また、危険物取扱者試験準備講習の会員割引、危険物取扱者試験受験願書取りまとめ手続きや保安講習の案内など、会員の危険物免状取得や更新等の利便を図っております。

つきましては、この主旨にご理解をいただき、当協会にご入会いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 入会について

当協会あてご連絡いただければ気仙地区危険物安全協会の活動内容及び会費額について説明にお伺いいたします。

連絡先及び問い合わせ先については次頁3に記載しております。

2. 会費額（年会費）

(1) 均等割

事業所の取扱数量によりA. B. C. Dと4段階に区分されます。

- A 持数が15口数以上の事業所・・・8, 250円
- B 持数が11口数以上14口数までの事業所・・・7, 500円
- C 持数が 7口数以上10口数までの事業所・・・6, 750円
- D 持数が 6口数以下の事業所・・・5, 620円

(2) 口数割会費

1口970円とし、会員各位の持数は原則として次によります。

ただし、給油取扱所の灯油については、一般取扱所の口数により算定しております。

製造所等の別	区 分	口数
製 造 所	許可数量が指定数量の15倍以下のもの	2
	〃 15倍をこえ200倍以下	3
	一 般 取 扱 所 〃 200倍をこえるもの	4
屋 内 貯 蔵 所	許可数量が指定数量の10倍以下のもの	2
	〃 10倍をこえ100倍以下	3
	〃 100倍をこえるもの	4
屋外タンク貯蔵所	許可数量が指定数量の100倍以下のもの	1
	〃 100倍をこえ300倍以下	2
	〃 300倍をこえるもの	3
屋 外 貯 蔵 所	許可数量が指定数量の50倍以下のもの	1
	〃 50倍をこえるもの	2
給 油 取 扱 所	簡易タンクのみのも	2
	地下タンク1基のみのも	3
	地下タンク2基を有するもの	4
	地下タンク3基を有するもの	5
	地下タンク4基以上を有するもの	6
移動タンク貯蔵所	1台につき	2
地下タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所		1

※中途入会につきましては、均等割を月割りで取り進めさせていただきます。

3. 申し込み及び問い合わせ先

〒022-0003 大船渡市盛町字下館下35番地1

大船渡市防災センター内 気仙地区危険物安全協会

TEL 27-3555 FAX 27-7414

4. 平成30年4月1日現在の会員数

88事業所

入 会 申 込 書

気仙地区危険物安全協会に入会いたします。

平成 年 月 日

住 所

事業所名

代表者名

電話番号

印